

2021年10月1日

エコマーク・オンラインセミナー『「清掃サービス」のエコマーク認定制度
～清掃業務に求められる環境対策～』で寄せられた質問と回答について

公益財団法人日本環境協会

エコマーク事務局

2021年8月12日のオンラインセミナーで、寄せられたご質問について以下に回答を掲載します。ご不明点がありましたら、エコマーク事務局 (sinsei@ecomark.jp) までお問い合わせください。

質問	回答
○認定の対象範囲、申込の単位について	
Q.1: ホームページや名刺等に、エコマーク認定サービスであることを記載した場合、自社で管理(清掃)している物件全てで適合が認められないといけませんか。	基本的には、貴社が管理する全ての清掃現場での基準の適合が必要です。 ただし、発注先の仕様等で、エコマーク基準に適合しない清掃現場がある場合には、申請時に認定対象から除くことが可能です。(申込書(様式2)の「3. 型式・品番等」に記載してください) この場合、ホームページや名刺等への「エコマーク認定サービス」であることの表示は、対象範囲が明確になるように記載する必要があります。(申請時に表示案を確認します)
Q.2: エコマークの取得は事業者単位で行うのか。支店単位でもエコマークの認定を受けることができるのか。	事業者毎での申請を基本としていますが、支店等の事業所単位で申請いただくことも可能です。
Q.3: 事業者(会社)で認定を取得すればエコマークはこの現場でも使用可能か。	認定基準に適合した清掃管理業務を行っている現場でのエコマークの表示が可能です。
○基準項目、適合の要件について	
Q.4: 付属証明書について、各項目中で求められている添付資料は点在している全清掃現場を対象として作成する必要があるか。	申込者の提供する清掃管理業務すべてが認定の対象となり、基準を満たすことが必要です。ただし、作業手順書や品質管理に関する資料などは、全清掃現場で統一されていない場合、代表的なものをご提出いただくことでも構いません。
Q.5: 使用している資機材全てをエコマーク認定商品またはグリーン購入法の判断の基準を	基準書の4-1-1(1)の表1に記載されている物品については、全て要件に適合している製品

質問	回答
満足する製品に変えないと適合にならないのか。1つでも使っていればよいのか。	を使用することが必要です。(2022年4月までは在庫分の使用が可能です)
Q.6: 認定の適用範囲は、事業者が提供する清掃サービスとあるが、清掃用器具および消耗品の適合要件はその事業者の全事業所、たとえば各顧客の建物で使用される物が適合していなければならないという解釈か。	前記のとおりです。 ただし、表1に該当する商品であっても、 <u>発注者から指定・支給された器具、消耗品は対象になりません。</u>
Q.7: モップのグリーン購入法の判断の基準を満足する製品は具体的には何で確認できるか。	グリーン購入法の適合商品の有無は、メーカー各社のカタログや通販事業者のカタログに「グリーン購入法適合商品」等の記載があるケースが多いと思われます。 エコマーク認定商品のモップもグリーン購入法に適合しておりますので、以下より確認いただけます。 https://www.ecomark.jp/search/genre_search.php
Q.8: 環境方針は、ISO14001取得時に制定した環境方針でもよいのか。清掃管理業務に特化した方針を作る必要があるか。	会社全体の環境方針でも構いません。
Q.9: 支店で認定を取得する場合、環境方針は会社全体のものでよいのか。また環境方針の公表は会社のウェブサイトでよいのか、もしくは支店独自で公表しなければいけないのか。	支店で取得される場合、環境方針の制定・公表は会社全体、支店独自のいずれでも構いません。
〇エコマークの使用契約(有効期限、使用料など)について	
Q.10: エコマークの更新はあるのか。一度認定を受けて認定を継続する場合、更新時に書類等の提出と審査が毎回必要となるか。	認定は、認定基準の有効期限(2028年1月31日)まで有効です(ただし毎年、エコマーク使用料のお支払が必要となります)。将来的には、有効期限の2年前に有効期限の延長/基準の全面見直しを決定し、基準が見直された場合には、再審査が必要となります。 なお申請内容に変更が生じた場合には随時、追加変更の手続き(変更に係る部分の証明書類等の提出)が必要となります。また、不定期

質問	回答
	で監査・フォローアップを行う場合があります。
Q.11：一般的にビルメンテナンス会社の清掃サービスは多数契約があるが、すべての契約が認定基準に合致する必要があるか。それとも代表的な契約または、特定の契約（清掃サービス）だけにエコマーク認定を受けることになりるか。その時の使用料は年商になるか。	申込者が提供する全清掃管理業務が認定の対象となりますので、すべての清掃現場で基準に適合した作業が行われている必要があります。Q.1にありますとおり、特定の契約のみで認定取得されることも可能ですので、具体的には事務局にご相談ください。
○エコマーク認定基準の広がりについて	
Q.12：事務局から行政に対して、清掃委託業務の仕様書にエコマークを入れる等、認定の需要を広めていく動き、活動はあるか。	エコマーク認定基準はグリーン購入法（国等が環境に配慮された物品を調達する法律）の「判断の基準」を満たすように設定しています。 一例として、グリーン購入法ブロック説明会等の機会に、国・自治体等の入札等におけるエコマーク活用を呼び掛けています。
Q.13：エコマーク認定の清掃サービスは増えているか。現在までの認証取得状況は。	2021年2月に認定を開始以降、徐々に認定数が増えています。申請に関する問い合わせも多くいただいております。 2021年10月時点で3社が認定を受けています。最新情報は、以下で確認が可能です。 https://www.ecomark.jp/search/opitem_list.php?rkw=1&ruigata=5101

以上